

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを一層強化するため、グループの総合力を活かし、お客様の事業価値向上への伴走支援を可能とする総合コンサルティング体制を構築します。

○M&A等の事業承継支援

当行はコンサルティング力の更なる高度化に取組むため、コンサルティング子会社を設立しました。新会社は地域経済活性化に不可欠な事業継続、雇用維持に向けた事業承継支援を主な事業として、お取引先の円滑な事業承継のため、事業承継計画策定等のサポートを行ってまいります。

○人材マッチング支援

経営幹部や管理職、専門職といったお客様からのニーズが高い分野を中心に、様々な人材ニーズに対応し、お客様の人材に関する経営課題の解決をサポートいたします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

今後も福島の更なる復興と持続的成長に向け、新たな発想をもって社会の変化や技術革新等の動きに対して積極的にチャレンジしながら、地域・お客さまが求める役割を果たすため、新たな事業領域を切り拓いていくとともに、金融サービス以外の分野でも「地域社会に貢献する会社」を目指してまいります。

当行はステークホルダーの皆さまの価値創造に向け、幅広い分野のコンサルティングサービスを提供し、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

2022年8月12日

株式会社東邦銀行

取締役頭取 佐藤 稔